

4 1 9 の 2 本人確認書類

窓口において、記名国債証券に関する各種の請求を受けたときにおける本人確認書類は、次のとおりとする。この場合、有効期限の定めのあるものについては有効期限内のもの、有効期限の定めのないものについては提示を受けた日前6か月以内に作成・発行されたもの、または確認日現在で有効なものに限る。

①個人(自然人)

次に掲げる書類のいずれかとする。

- ① 印鑑登録証明書
- ② 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証又は私立学校教職員共済制度の加入者証（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）
- ③ 国民年金手帳（国民年金法第十三条第一項に規定する国民年金手帳をいう。）、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は戦傷病者手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）
- ④ 運転免許証等（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証及び同法第四百四条の四第五項に規定する運転経歴証明書をいう。）、在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和三十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードをいう。）、特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書をいう。）、住民基本台帳カード（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードをいう。ただし、当該個人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）又は旅券等（出入国管理及び難民認定法第二条第五号に規定する旅券及び同条第六号に規定する乗員手帳をいう。ただし、当該自然人の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。）

* 住民基本台帳カードについては、法令により「その効力を失う時又は（中略）個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時点までの間は、個人番号カードとみなす。」こととされているので、それまでの間は同カードを本人確認書類として用いることが可能。なお、住民基本台帳カードの有効期間は同カードに記載されているほか、同カードは個人番号カードの交付時に返却することになっている。

- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ、当該官公庁が当該自然人の写真をはり付けたもの

②法人

次に掲げる書類のいずれかとする。

- ① 当該法人の設立の登記に係る登録事項証明書（当該法人が設立の登記をしていないときは、当該法人を所轄する行政機関の長の当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を証する書類）又は印鑑登録証明書（当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）

- ② ①に掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの

③外国人および外国に本店または主たる事務所を有する法人

①または②に掲げるもののほか、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、①または②に準ずるもの（自然人の場合にあってはその氏名、住居及び生年月日の記載のあるもの、法人の場合にあっては、名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載のあるものに限る。）